

各 位

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

**インターニックス株式会社**  
代表取締役社長 加藤孝雄  
(コード番号：2657 東証第一部)  
問い合わせ先  
法務・広報室長 上條 勝  
電話 (03) 5322-1700 (代表)

## アヴネット・インクの完全子会社である メメック・グループ・リミテッドによる 当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 5 日開催の取締役会において、アヴネット・インク（以下「Avnet, Inc.」といい、同社の連結子会社と併せて「アヴネット」と総称します。）の完全子会社であるメメック・グループ・リミテッド（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式及び本新株予約権（平成 17 年 6 月 21 日開催の当社第 35 期定時株主総会及び同年 8 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権をいいます。以下同じです。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記のとおり、本公開買付けへ賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨、及び本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者の皆様への判断に委ねる旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社化することを企図していること、並びに当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

### 記

#### 1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	メメック・グループ・リミテッド (Memec Group Limited)
(2) 本店所在地	英国 SG1 2EF ハートフォードシャー州 ミードウェイ テクノロジーパーク スティーブニッジ、ラザフォード・クローズ アヴネット・ハウス (Avnet House, Rutherford Close, Meadway Technology Park, Stevenage Hertfordshire SG1 2EF United Kingdom)
(3) 代表者の役職・氏名	ディレクター デイヴィッド・R・バーク
(4) 事業内容	Avnet, Inc.の完全子会社である Avnet Holdings UK Limited によりその発行済株式の全てを所有されている中間持株会社であり、公開買付者がその株式を所有する主として先端半導体のマーケティング及び販売に従事する子会社の資金管理を主たる業務としております。
(5) 資本金の額	159,200,002 米ドル (約 12,871,320,162 円)
(6) 設立年月日	平成 12 年 5 月 4 日
(7) 大株主及び持株比率	Avnet Holdings UK Limited 100%

(8) 上場会社と公開買付者との関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 24 年 7 月 5 日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへ賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨、及び本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨を決議いたしました。

### (2) 意見の根拠及び理由

#### ① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在、Avnet, Inc. (ニューヨーク州法人、本社米国アリゾナ州、ニューヨーク証券取引所上場) の完全子会社である Avnet Holdings UK Limited によりその発行済株式の全てを所有されている中間持株会社であり、公開買付者がその株式を所有する主として先端半導体のマーケティング及び販売に従事する子会社の資金管理を主たる業務としております。

公開買付者の最終の親会社である Avnet, Inc.の株式は、昭和 35 年以来ニューヨーク証券取引所に上場されており、Avnet, Inc.は、電子部品、企業向けコンピュータ・ストレージ製品、並びに組込サブシステムの販売をベースとして、5 年以上にわたり年間連結売上高 150 億ドル(約 1 兆 2,000 億円) 以上を計上している業界大手の電子部品商社の一社であり、平成 23 年 7 月 2 日期は連結売上高 265.3 億ドル(約 2 兆 1,000 億円) を計上しております。

この度、公開買付者は、平成 24 年 7 月 5 日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に上場している当社発行済普通株式(本新株予約権の行使により発行又は移転される当社普通株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社化することを主たる目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、6,500,696 株(当社が平成 24 年 6 月 25 日に提出した第 42 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数(9,903,800 株)に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的たる株式数(65,700 株)を加えた数から、同有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在、当社が所有する自己株式数(218,945 株)を除く株式数(9,750,555 株)に占める割合(以下「所有割合」といいます。)にして 66.67%)を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株券等の数の合計(注)が当該下限に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注) 本新株予約権については、本新株予約権の目的である当社普通株式の数(1 個当たり 100 株)を基準に、応募株券等の数の合計を計算します。以下同じです。

他方、上記のとおり、公開買付者は、当社を完全子会社化することを企図しており、また、本公開買付けにおける買付価格による売却を希望する当社株主の皆様は、当社株式の売却の機会を確保するために、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は定めておりません。従って、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,500,696 株)以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、本公開買付けによって、公開買付者が当社の発行済普通株式（当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、当社に対し、本公開買付け後に、公開買付者が当社の発行済株式（当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することとなるように完全子会社化のための手続の実施を求める予定とのことです（本公開買付け及びその後の当社の完全子会社化のための手続を含めた一連の取引を、以下「本取引」といいます。また、本公開買付けにより当社株式が上場廃止となる見込み及びその事由については、後記「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。).

なお、本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社の創業者であり、当社筆頭株主であった故藤澤義晴氏（平成 24 年 3 月 15 日逝去）の法定相続人全員（総称して、以下「法定相続人ら」といいます。）との間で、平成 24 年 7 月 5 日付で公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、本公開買付けが開始された場合には、故藤澤義晴氏の相続財産である当社普通株式（1,010,512 株）（所有割合にして 10.36%）を含む法定相続人らが所有する当社普通株式の全てである 1,633,312 株（所有割合にして 16.75%）を本公開買付けに応募いただく旨、合意しております。

## ② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

### (ア) 本公開買付けの背景等

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程につき、以下の説明を受けております。

昭和 30 年に米国ニューヨークにて設立された Avnet, Inc.は、電子部品、企業向けコンピュータ・ストレージ製品、並びに組込サブシステムの販売をベースとする、業界大手の電子部品商社の一社です。アヴネットは、300 社を超える世界的電子部品及び企業向けコンピュータ製造業者並びにソフトウェア開発業者と、世界の 10 万を超える相手先ブランド製品製造業者（OEM）、受託製造サービス（EMS）供給業者、相手先ブランド製品設計製造業者（ODM）及び付加価値再販業者（VAR）等の顧客とを繋ぐ、テクノロジー・サプライチェーンを効果的に管理し、サプライチェーンの最適化を図ることにより重要な役割を果たしています。

また、アヴネットは、サプライヤーから仕入れた電子部品、コンピュータ製品、ソフトウェアをそのまま販売するに留まらず、組立て又はその他の付加価値を施した形で販売しています。さらに、アヴネットは、顧客とサプライヤー双方の要求に合致したエンジニアリングデザイン、マネジメント及びロジスティックサービス、システム統合、サプライチェーンサービス等も提供しております。

アヴネットは、電子部品における世界最大のマーケットの一つである日本を極めて重要な市場と位置づけており、長期戦略の一環として日本ビジネスの拡張に注力しています。すなわち、アヴネットは、平成 17 年に英国の電子部品商社メメック社を買収し、かかる買収の一環として、メメックジャパン株式会社（現商号：アヴネットジャパン株式会社）を承継したことを契機として日本市場に参入いたしました。その後も、平成 20 年には、50 年を超える業歴を有し、デザイン力と技術力で高い評価を得ていた電子部品商社である日本電素工業株式会社（平成 21 年アヴネットジャパン株式会社との合併により解散）を買収し、その結果として日本市場に関する知識、テクニカルセールス及びマーケティングの人材及び顧客を獲得することに成功しました。平成 22 年には、健全な財務体質をベースに有力な仕入先及び広範な得意先との取引及び電子部品ビジネスに強みを有していたユニダックス株式会社を買収することにより、新規のサプライヤー及び顧客を獲得したほか、技術力と高い専門性を享受し、日本のサプライヤー及び顧客に対してより付加価値の高い製品及びサービスの提供が可能となりました。

一方、当社は、昭和 45 年の設立以来 40 余年の歴史を持つ独立系半導体技術商社であり、国内における半導体輸入商社の草分け的存在として、日本のエレクトロニクス産業の発展に大きく貢献してまいりました。当社は、最大の武器であるその技術力を背景に、特にアナログ IC を主体とした最先端 IC の取扱いに強みを持っております。また、当社は、最適な商品を調達する商社機能

にとどまらず、顧客先と仕入先との結節点にいる立ち位置を活かし、顧客先からの情報をもとに、当社が企画・主導して、仕入先やパートナー企業とのコラボレーションによって製品を開発するなど、ソリューション・プロバイダー機能の構築にも力を注いできました。それらの結果、当社の仕入先との関係では、特に海外半導体メーカー商品の取扱い数は、常時 30 社以上の実績を誇り、他方、顧客先との関係でも、国内の電子機器メーカーのほとんど（約 1,500 社、2,000 事業所）と取引実績を構築する等、設立以降、順調に業容を拡大してきています。このように着実な成長を遂げる中で、当社は、平成 12 年 8 月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、その後、平成 15 年 3 月には東京証券取引所市場第二部へ株式上場し、さらに平成 16 年 9 月には東京証券取引所市場第一部に指定され、現在に至っております。

近年、国内電子機器メーカーの生産拠点が海外にシフトする中で、当社は、平成 13 年 12 月に香港に完全子会社である Internix Hong Kong Limited を設立したのを皮切りに、平成 15 年 6 月には同子会社の上海オフィスを、平成 16 年 9 月には当社のシンガポール支店を開設し、平成 23 年 5 月にはタイに完全子会社である Internix Thai Limited を設立するなど、中国及び ASEAN 諸国を中心に、顧客先のニーズに応えるべく海外展開を積極的に推し進めてきました。

しかしながら、国内電子機器メーカーによる中国や ASEAN 諸国への生産等の拠点を移転する動きは、ますます迅速化かつ増大しており、そのような複数の開発・生産拠点を有する国内電子機器メーカーに対して、グローバルにデザイン・イン（顧客先製品に取扱商品を採用していただくための提案営業）から納入までの一貫したサービス体制を一段と強化することが急務となっています。特に海外移転後の国内電子機器メーカー等への販売市場においては、国内のみならず海外半導体商社も含めて競業他社との競争が一層激化しており、当社による販売拠点・サービス拠点の海外展開は、今後より一層進むことが予想される国内電子機器メーカーの生産拠点の海外シフトを勘案すれば、質的にも量的にも未だ十分なものとはいえない状況となっております。

また、顧客先である電子機器メーカーのグローバル化並びに取扱商品の高度化及び個性化に伴い、中期的にはサプライヤーはそのような電子機器メーカー側の要求に迅速かつ的確に対応できる半導体商社等にその販売代理店を集約する方向にあるといえ、半導体商社間の淘汰が進むものと思われます。かかる状況に鑑みれば、当社は、より一層、商圏の拡大・強化に尽力し、多角化するサプライヤー及び顧客先のニーズに的確に応えることができる体制を早急に構築する必要があるといえます。

上記のような経営環境の中で、当社においても、常々、価値観や理念を共有し、当社の更なるグローバル化に貢献し、ひいては互いに企業価値を高めていける戦略的パートナーを模索してきました。

このような状況の中、アヴネットと当社は、平成 23 年 12 月より、戦略的パートナーシップの構築に向けた本格的な協議を開始し、両社が緊密に連携することにより期待できるシナジーの検討や、シナジーを最大化するために両社が取り得る選択肢等に関し、協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、アヴネット及び当社は、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、お互いの企業価値を向上させることが可能となり、かつかかる両社の連携の成果を最大化するためには、当社が公開買付者の完全子会社となり、アヴネットと当社が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であるとの判断に至りました。

すなわち、上記のとおり、アヴネットは、長期戦略の一環として、今後も継続的に成長が期待される日本ビジネスの拡張を重要視しているところ、高度な技術力と長年にわたり蓄積されたノウハウを背景に、最先端技術を有する多くの海外メーカーを仕入先に持ち、幅広い顧客先を有する当社と連携することにより、日本ビジネスの更なる拡張を実現することが可能となる一方、当社においては、国内電子機器メーカーが生産拠点を海外にシフトし、国内外の半導体商社との競争が激化していく中で、顧客先のニーズに合わせてグローバルな販売体制を早急に確立することを重要かつ喫緊の課題と考えていたところ、公開買付者を含むアヴネットと一体となって事業展開することにより、アヴネットの有するグローバルな販売網や信用力を用いて当社が従前培って

きた技術力を世界各国で提供可能となり、顧客先の生産等の拠点の海外シフト及び海外市場における競争激化にも十分に対応できるものと考えます。

また、アヴネット及び当社が一体となって事業展開するに際しては、アヴネット及び当社が緊密に連携し迅速に実行していくことが必要となる場所、当社に多数の投資家の方々が存在する状況では、アヴネットと当社間の連携が潜在的な利益相反状況を生じさせる可能性があり、アヴネット及び当社間の戦略的連携により得られるシナジーの最大化に力点を置いた一体性のある事業展開を迅速に実行することが困難となるおそれがあります。アヴネットと当社が、戦略的パートナーとして緊密に連携し、そのシナジーを最大化していくためには、当社が公開買付者の完全子会社となり、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、潜在的な利益相反の問題等当社が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、アヴネットの一員として、一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えております。

このような検討過程を経て、アヴネット及び当社は、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することで得られるシナジーを最大化するためには、公開買付者が当社を完全子会社化し、アヴネットと当社が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であるとの判断に至ったことから、平成24年7月、公開買付者において本公開買付けを含む本取引を実施することを決定いたしました。

なお、公開買付者は、当社との間で、平成24年7月5日付で本公開買付けに関する契約（以下「本公開買付開始契約」といいます。）を締結しております（詳細については、後記「③公開買付者との間の公開買付契約の締結」をご参照ください。）。

（イ）本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、当社の経営体制、経営方針等について、アヴネット及び当社の企業価値向上を目的として今後当社との間で協議・検討を行うことを予定しているとのことです。

（ウ）当社の意思決定の過程

当社は、公開買付者からの本取引に関する提案を受け、下記「（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書（KPMG）、同「②独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、同「③第三者委員会の設置」に記載の答申書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本取引を通じてアヴネット及び当社が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となるとともに、本公開買付けにおける買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年7月5日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行いました。また、当社は、当該当社取締役会において、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議を行いました。さらに、当社は、本新株予約権が当社又はその子会社等の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様に応募する場合においてその譲渡を承認することを予定しておりません。

上記取締役会においては、当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、当社の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議しております。また、上記取締役会には当社の監査役の全員が

出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

### ③ 公開買付者との間の公開買付契約の締結

当社は、公開買付者との間で、平成 24 年 7 月 5 日（以下「契約締結日」といいます。）付で、本公開買付開始契約を締結しております。同契約の概要は以下のとおりです。

- (i) 公開買付者は本公開買付開始契約締結後速やかに本公開買付けを開始し、当社は、公開買付届出書の提出後速やかに、本公開買付けに賛同する旨の意見表明報告書を提出するものとする。
- (ii) 公開買付者は、(a)当社が本公開買付けに賛同する旨の意見表明報告書の提出について取締役会の承認を得なかったとき、又は取締役会の承認が撤回され、若しくは何らかの方法で修正されたとき、(b)法定相続人らが本公開買付応募契約を公開買付者との間で締結しなかったとき、(c)当社が本公開買付開始契約に違反したとき、又は(d)本公開買付開始契約が解除されたときには、本公開買付けを開始する義務を負わないものとする。
- (iii) 当社は、公開買付期間中、公開買付者に対し、適用法令等の許容する範囲内で、本公開買付けの成立のために必要な合理的な協力を行うものとする。
- (iv) 当社は、契約締結日から下記 (vi) 記載の株主総会の終了までの間、原則として、従前の業務と一貫性のある通常の業務の過程及び適用法令等に従ってその業務を行うものとする。
- (v) 当社は、公開買付期間中、直接間接を問わず、原則として、第三者に対し、当社の株式又は資産の買収、譲渡、処分等に係る一定の提案に関する勧誘、意図的な奨励又は促進、交渉、情報提供、合意の締結等を行ってはならない。
- (vi) 当社は、本公開買付けの完了後、公開買付者が当社に対する支配権を実効化できるよう、必要なあらゆる努力をするものとする。これには、本公開買付けの終了後実務上可能な限り速やかに（遅くとも平成 24 年 10 月末日までに）株主総会を開催すること、公開買付者の指名する取締役及び／又は監査役の選任、株主総会における議決権行使並びに完全子会社化及び上場廃止のための手続に関する協力を含むが、これらに限られないものとする。
- (vii) 当社は、当社が所有する自己株式について、本公開買付けに応募しないものとする。

### (3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、公開買付者が本取引により当社を公開買付者の完全子会社とすることを意図しており、当社の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性があり得ることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

#### ① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

##### (ア) 普通株式

公開買付者は、本公開買付けにおける当社の普通株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）に対し、当社の株式価値評価を依頼しました（なお、PwCは、アヴネット及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。）。

PwCは、市場株価基準方式、類似会社比準方式、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値評価分析を行い、公開買付者はPwCから平成 24 年 7 月 3 日に株式価値算定書を取得したとのことです（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。上記各手法において分析された当社の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価基準方式	345円から353円
類似会社比準方式	335円から350円
DCF方式	514円から673円

市場株価基準方式では、平成 24 年 7 月 2 日を基準日として、東京証券取引所における当社の普通株式の基準日終値 353 円、直近 1 ヶ月間の取引成立日の終値平均値 345 円（小数点以下四捨五入）及び出来高加重平均値 345 円（小数点以下四捨五入）、並びに直近 3 ヶ月間の取引成立日の終値平均値 348 円（小数点以下四捨五入）及び出来高加重平均値 348 円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 345 円から 353 円までと分析しております。

類似会社比準方式では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 335 円から 350 円までと分析しております。

D C F 方式では、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成 25 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 514 円から 673 円までと分析しております。

公開買付者は、P w C から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、当社の筆頭株主であった故藤澤義晴氏及び法定相続人らとの間の当社株式の取得に係る協議・交渉、当社へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び当社株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成 24 年 7 月 5 日開催の公開買付け取締役会において、本公開買付け価格を 1 株当たり 655 円と決定したとのことです。

本公開買付け価格である 1 株当たり 655 円は、本公開買付けの実施についての公表日の直前営業日である平成 24 年 7 月 4 日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値 354 円に対して、85.0%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去 1 週間（平成 24 年 6 月 28 日から平成 24 年 7 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均 352 円（小数点以下四捨五入）に対して、86.1%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去 1 ヶ月間（平成 24 年 6 月 5 日から平成 24 年 7 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均 346 円（小数点以下四捨五入）に対して、89.3%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 24 年 4 月 5 日から平成 24 年 7 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均 347 円（小数点以下四捨五入）に対して、88.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 24 年 1 月 5 日から平成 24 年 7 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均 359 円（小数点以下四捨五入）に対して、82.5%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

一方、当社取締役会は、本公開買付けの買付け価格の妥当性を検討するにあたって、アヴネット及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである株式会社 K P M G F A S（以下「K P M G」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 24 年 7 月 4 日付で K P M G より、本公開買付けにおける買付け価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書（以下「株式価値算定書（K P M G）」といいます。）を取得しております。なお、当社は、K P M G から、本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

K P M G は、株式価値算定書（K P M G）において、市場株価平均法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F 法」といいます。）を用いて当社普通株式の株式価値を算定しており、上記各手法に基づいて算定された、当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	345 円から 353 円
D C F 法	492 円から 791 円

市場株価平均法では、平成 24 年 7 月 2 日を算定基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の基準日終値 353 円、直近 1 週間の取引成立日の終値単純平均値 349 円（小数点以下四捨五入）、直近 1 ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値 345 円（小数点以下四捨五入）、及び直近 3 ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値 348 円（小数点以下四捨五入）を基に、当社の普通株式の 1 株当たりの株式価値を 345 円～353 円までと分析しております。

DCF法では、当社が作成した事業計画に、本公開買付けの実行により将来的に実現可能と考えられるシナジー効果を加算した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を492円～791円までと分析しております。

なお、KPMGは、アヴネット及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

#### (イ) 新株予約権

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使にかかる条件として、本新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位にあることを要するとされ、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できず、また本新株予約権の行使価額(968円)が本公開買付価格である655円を上回っていることから、本新株予約権の買付価格は、1個当たり1円としています。

また、当社は、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定書を取得しておらず、対価の妥当性について検証していません。

#### ② 独立した法律事務所からの助言

当社取締役会は、本取引に係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、平成23年12月に公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所(以下「TMI」といいます。)を選任し、本取引に対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。

#### ③ 第三者委員会の設置

当社取締役会は、平成24年4月9日に、本取引に関する当社取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、当社取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主を含む一般株主(以下「少数株主等」といいます。)にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、公開買付者、アヴネット及び当社取締役会からの独立性が高い当社社外監査役である米永栄一郎氏並びに外部有識者である熊谷均氏(公認会計士、トラスティーズFAS株式会社代表取締役パートナー)及び西田章氏(弁護士、西田法律事務所)の3名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手の公正性、(c)本取引により当社の少数株主等に交付される対価の妥当性及び(d)本取引が当社の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを委嘱しております。

第三者委員会は、平成24年4月9日より同年7月4日まで合計6回開催され、上記諮問事項についての協議及び検討を行っております。具体的には、当社取締役会の構成員並びに当社のフィナンシャル・アドバイザーであるKPMGから、公開買付者の提案内容、KPMGのアヴネット及び当社からの独立性並びに本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに、当社のリーガル・アドバイザーであるTMIから上記について法的側面からの説明を受けた上で、これらの点に関する質疑応答を行っております。さらに、KPMGが作成した株式価値算定書(KPMG)及びKPMGからの助言を参考にするとともに、KPMGから、株式価値算定書(KPMG)に基づき、当社の普通株式の価値評価に関する説明を受け、また、必要に応じて、TMIから、本取引に係る手の公正性等について助言を得ております。



第三者委員会は、このような経緯のもとで、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成 24 年 7 月 4 日に、当社取締役会に対し、(a) 本取引により当社の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b) 本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c) 本取引により当社の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(d) 上記 (a) 乃至 (c) その他の事項を前提にすると、本取引は当社の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出しております。

④ 取締役及び監査役全員の承認

当社は、KPMG から取得した株式価値算定書 (KPMG)、TMI から得た法的助言、第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本取引を通じてアヴネット及び当社が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となるとともに、本公開買付けにおける買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 24 年 7 月 5 日開催の当社の取締役会において、当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、当社の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議しております。また、当社は、上記取締役会において、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしております。さらに、当社は、本新株予約権が当社又はその子会社等の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定しておりません。

また、上記取締役会には当社の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、31 営業日としております。

公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき、適切な判断機会を提供しつつ、当社普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

⑥ 買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限 (6,500,696 株) 以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限 (6,500,696 株) は、当社が平成 24 年 6 月 25 日に提出した第 42 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (9,903,800 株) に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的たる株式数 (65,700 株) を加えた数から、同有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在、当社が所有する自己株式数 (218,945 株) を除く株式数 (9,750,555 株) に対して 66.67% の所有割合を有する株式数とされているとのことです。このように、公開買付者は、当社の株主の皆様の意思を尊重し、株主の皆様からの多数の賛同が得られない場合には、本公開買付け及び本取引を行わないこととしているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者によれば、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて当社の全株式（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け終了後に、以下に述べる方法により当社の完全子会社化を実施することを予定しているとのことであり、当社は以下のとおりの説明を受けています。

すなわち、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類の本社株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会の開催を当社に要請する予定です。

また、上記株主総会にて上記①の付議議案に対するご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、上記②の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類の本社株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の本社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の本社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の本社株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が本公開買付け価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者は、公開買付けが当社の所有する自己株式を除く発行済株式総数の100%を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。なお、公開買付者は、本公開買付けの終了後実務上可能な限り速やかに（遅くとも平成24年10月末日までに）上記株主総会及び種類株主総会を開催し、これらの株主総会及び種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに当社を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了させることを予定しております。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。これらの方法による請求又は申立てを行うに際しての必要な手続に関しては、株主各位において、自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本プレスリリースは、上記株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、税理士等の専門家にご自身でご確認頂きますよう、お願いいたします。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付け以外の当社株主の当社の株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同

等の効果を有する他の方法を実施し、また、実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも公開買付者以外の当社株主に対して最終的に金銭を交付する方法により、当社の完全子会社化を実施することを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表します。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、当社普通株式は、東京証券取引所における上場廃止基準に抵触した場合に、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けが完了した時点において当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、適用ある法令に従い、当社の完全子会社化を実施することを予定していますので、その場合には当社の普通株式は上場廃止になります。なお、上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われたい予定です。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

公開買付者によれば、本公開買付けに関連して、公開買付者は、法定相続人らとの間で、本公開買付応募契約を締結し、本公開買付けが開始された場合には、故藤澤義晴氏の相続財産である当社普通株式（1,010,512株）（所有割合にして10.36%）を含む法定相続人らが所有する当社普通株式の全てである1,633,312株（所有割合にして16.75%）を本公開買付けに応募いただく旨、合意しているとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」の「(イ) 本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

（参考）平成24年7月5日付「インターニックス株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

以上

各 位

メメック・グループ・リミテッド (Memec Group Limited)  
ディレクター デイヴィッド・R・パーク

### インターニックス株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

メメック・グループ・リミテッド（以下「公開買付者」といいます。）は、平成24年7月5日、インターニックス株式会社（コード番号：2657 東京証券取引所第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### （1）本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、Avnet, Inc.（ニューヨーク州法人、本社米国アリゾナ州、ニューヨーク証券取引所上場）の完全子会社である Avnet Holdings UK Limited によりその発行済株式の全てを所有されている中間持株会社であり、公開買付者がその株式を所有する主として先端半導体のマーケティング及び販売に従事する子会社の資金管理を主たる業務としております。

公開買付者の最終の親会社である Avnet, Inc. の株式は、昭和 35 年以来ニューヨーク証券取引所に上場されており、Avnet, Inc. は、電子部品、企業向けコンピュータ・ストレージ製品、並びに組込サブシステムの販売をベースとして、5年以上にわたり年間連結売上高 150 億ドル（約 1 兆 2,000 億円）以上を計上している業界大手の電子部品商社の一社であり、平成 23 年 7 月 2 日期は連結売上高 265.3 億ドル（約 2 兆 1,000 億円）を計上しております。

この度、公開買付者は、平成 24 年 7 月 5 日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場している対象者発行済普通株式（本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者普通株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」の「（3）買付け等の価格」の「②新株予約権」で定義しております。以下同じです。）の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社化することを主たる目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、6,500,696 株（対象者が平成 24 年 6 月 25 日に提出した第 42 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（9,903,800 株）に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的たる株式数（65,700 株）を加えた数から、同有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在、対象者が所有する自己株式数（218,945 株）を除く株式数（9,750,555 株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして 66.67%）を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株券等の数の合計（注）が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

（注）本新株予約権については、本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1 個当たり 100 株）を基準に、応募株券等の数の合計を計算します。以下同じです。

他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者を完全子会社化することを企図しており、また、本公開買付けにおける買付価格による売却を希望する対象者株主の皆様は、対象者株式の売却の機会を確保するために、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は定めておりません。従って、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,500,696 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。また、本公開買付けによって、公開買付者が対象者の発行済普通株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、下記「（6）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付け後に、公開買付者が対象者の発行済株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することとなるように完全子会社化のための手続の実施を求める予定です（本公開買付け及びその後の対象者の完全子会社化のための手続を含めた一連の取引を、以下「本取引」といいます。）。また、本公開買付けにより対象者株式が上場廃止となる見込み及びその事由については、下記「（7）上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

なお、本公開買付けに関連して、公開買付者は、対象者の創業者であり、対象者筆頭株主であった故藤澤義晴氏（平成 24

年3月15日逝去)の法定相続人全員(総称して、以下「法定相続人ら」といいます。)との間で、平成24年7月5日付で公開買付応募契約(以下「本公開買付応募契約」といいます。)を締結し、本公開買付けが開始された場合には、故藤澤義晴氏の相続財産である対象者普通株式(1,010,512株)(所有割合にして10.36%)を含む法定相続人らが所有する対象者普通株式の全てである1,633,312株(所有割合にして16.75%)を本公開買付けに応募いただく旨、合意しております。

対象者によって公表された平成24年7月5日付「アヴネット・インクの完全子会社であるメメック・グループ・リミテッドによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、下記「(5)本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書(KPMG)、同「②独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、同「③対象者における第三者委員会の設置」に記載の答申書その他の関連資料を踏まえ、公開買付けによる対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本取引を通じてアヴネット(Avnet, Inc.及び同社の連結子会社を総称していう。以下同じ。)及び対象者が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となるとともに、本公開買付けにおける買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該対象者取締役会において、本新株予約権については、公開買付けが取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。さらに、対象者は、本新株予約権が対象者又はその子会社等の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様に応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、上記対象者取締役会においては、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

## (2) 本公開買付けの目的及び背景

昭和30年に米国ニューヨークにて設立されたAvnet, Inc.は、電子部品、企業向けコンピュータ・ストレージ製品、並びに組込サブシステムの販売をベースとする、業界大手の電子部品商社の一社です。アヴネットは、300社を超える世界的電子部品及び企業向けコンピュータ製造業者並びにソフトウェア開発業者と、世界の10万を超える相手先ブランド製品製造業者(OEM)、受託製造サービス(EMS)供給業者、相手先ブランド製品設計製造業者(ODM)及び付加価値再販業者(VAR)等の顧客とを繋ぐ、テクノロジー・サプライチェーンを効果的に管理し、サプライチェーンの最適化を図ることにより重要な役割を果たしています。

また、アヴネットは、サプライヤーから仕入れた電子部品、コンピュータ製品、ソフトウェアをそのまま販売するに留まらず、組立て又はその他の付加価値を施した形で販売しています。さらに、アヴネットは、顧客とサプライヤー双方の要求に合致したエンジニアリングデザイン、マネジメント及びロジスティックサービス、システム統合、サプライチェーンサービス等も提供しております。

アヴネットは、電子部品における世界最大のマーケットの一つである日本を極めて重要な市場と位置づけており、長期戦略の一環として日本ビジネスの拡張に注力しています。すなわち、アヴネットは、平成17年に英国の電子部品商社メメック社を買収し、かかる買収の一環として、メメックジャパン株式会社(現商号:アヴネットジャパン株式会社)を承継したことを契機として日本市場に参入いたしました。その後も、平成20年には、50年を超える業歴を有し、デザイン力と技術力で高い評価を得ていた電子部品商社である日本電素工業株式会社(平成21年アヴネットジャパン株式会社との合併により解散)を買収し、その結果として日本市場に関する知識、テクニカルセールス及びマーケティングの人材及び顧客を獲得することに成功しました。平成22年には、健全な財務体質をベースに有力な仕入先及び広範な得意先との取引及び電子部品ビジネスに強みを有していたユニダックス株式会社を買収することにより、新規のサプライヤー及び顧客を獲得したほか、技術力と高い専門性を享受し、日本のサプライヤー及び顧客に対してより付加価値の高い製品及びサービスの提供が可能となりました。

一方、対象者は、昭和45年の設立以来40余年の歴史を持つ独立系半導体技術商社であり、国内における半導体輸入商社の草分け的存在として、日本のエレクトロニクス産業の発展に大きく貢献してまいりました。対象者は、最大の武器である

その技術力を背景に、特にアナログ IC を主体とした最先端 IC の取扱いに強みを持っております。また、対象者は、最適な商品を調達する商社機能にとどまらず、顧客先と仕入先との結節点にいる立ち位置を活かし、顧客先からの情報をもとに、対象者が企画・主導して、仕入先やパートナー企業とのコラボレーションによって製品を開発するなど、ソリューション・プロバイダー機能の構築にも力を注いできました。それらの結果、対象者の仕入先との関係では、特に海外半導体メーカー商品の取扱い数は、常時 30 社以上の実績を誇り、他方、顧客先との関係でも、国内の電子機器メーカーのほとんど（約 1,500 社、2,000 事業所）と取引実績を構築する等、設立以降、順調に業容を拡大してきています。このように着実な成長を遂げる中で、対象者は、平成 12 年 8 月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、その後、平成 15 年 3 月には東京証券取引所市場第二部へ株式上市し、さらに平成 16 年 9 月には東京証券取引所市場第一部に指定され、現在に至っております。

近年、国内電子機器メーカーの生産拠点が海外にシフトする中で、対象者は、平成 13 年 12 月に香港に完全子会社である Internix Hong Kong Limited を設立したのを皮切りに、平成 15 年 6 月には同子会社の上海オフィスを、平成 16 年 9 月には対象者のシンガポール支店を開設し、平成 23 年 5 月にはタイに完全子会社である Internix Thai Limited を設立するなど、中国及び ASEAN 諸国を中心に、顧客先のニーズに応えるべく海外展開を積極的に推し進めてきました。

しかしながら、国内電子機器メーカーによる中国や ASEAN 諸国への生産等の拠点を移転する動きは、ますます迅速化かつ増大しており、そのような複数の開発・生産拠点を有する国内電子機器メーカーに対して、グローバルにデザイン・イン（顧客先製品に取扱商品を採用していただくための提案営業）から納入までの一貫したサービス体制を一段と強化することが急務となっています。特に海外移転後の国内電子機器メーカー等への販売市場においては、国内のみならず海外半導体商社も含めて競業他社との競争が一層激化しており、対象者による販売拠点・サービス拠点の海外展開は、今後より一層進むことが予想される国内電子機器メーカーの生産拠点の海外シフトを勘案すれば、質的にも量的にも未だ十分なものとはいえない状況となっております。

また、顧客先である電子機器メーカーのグローバル化並びに取扱商品の高度化及び個性化に伴い、中期的にはサプライヤーはそのような電子機器メーカー側の要求に迅速かつ確に対応できる半導体商社等にその販売代理店を集約する方向にあるといえ、半導体商社間の淘汰が進むものと思われまます。かかる状況に鑑みれば、対象者は、より一層、商圏の拡大・強固化に尽力し、多角化するサプライヤー及び顧客先のニーズに的確に応えることができる体制を早急に構築する必要があるといえます。

上記のような経営環境の中で、対象者においても、常々、価値観や理念を共有し、対象者の更なるグローバル化に貢献し、ひいては互いに企業価値を高めていける戦略的パートナーを模索してきたとのことです。

このような状況の中、アヴェネットと対象者は、平成 23 年 12 月より、戦略的パートナーシップの構築に向けた本格的な協議を開始し、両社が緊密に連携することにより期待できるシナジーの検討や、シナジーを最大化するために両社が取り得る選択肢等に関し、協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、アヴェネット及び対象者は、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、お互いの企業価値を向上させることが可能となり、かつかかる両社の連携の成果を最大化するためには、対象者が公開買付者の完全子会社となり、アヴェネットと対象者が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であるとの判断に至りました。

すなわち、上記のとおり、アヴェネットは、長期戦略の一環として、今後も継続的に成長が期待される日本ビジネスの拡張を重要視しているところ、高度な技術力と長年にわたり蓄積されたノウハウを背景に、最先端技術を有する多くの海外メーカーを仕入先に持ち、幅広い顧客先を有する対象者と連携することにより、日本ビジネスの更なる拡張を実現することが可能となる一方、対象者においては、国内電子機器メーカーが生産拠点を海外にシフトし、国内外の半導体商社との競争が激化していく中で、顧客先のニーズに合わせてグローバルな販売体制を早急に確立することを重要かつ喫緊の課題と考えていたところ、公開買付者を含むアヴェネットと一体となって事業展開することにより、アヴェネットの有するグローバルな販売網や信用力を用いて対象者が従前培ってきた技術力を世界各国で提供可能となり、顧客先の生産等の拠点の海外シフト及び海外市場における競争激化にも十分に対応できるものと考えます。

また、アヴェネット及び対象者が一体となって事業展開するに際しては、アヴェネット及び対象者が緊密に連携し迅速に実行していくことが必要となるところ、対象者に多数の投資家の方々が存在する状況では、アヴェネットと対象者間の連携が潜在的な利益相反状況を生じさせる可能性があり、アヴェネット及び対象者間の戦略的連携により得られるシナジーの最大化に力点を置いた一体性のある事業展開を迅速に実行することが困難となるおそれがあります。アヴェネットと対象者が、戦略的パートナーとして緊密に連携し、そのシナジーを最大化していくためには、対象者が公開買付者の完全子会社となり、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、潜在的な利益相反の問題等対象者が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、アヴェネットの一員として、一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えております。

このような検討過程を経て、アヴェネット及び対象者は、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することで得られるシ

ナジーを最大化するためには、公開買付者が対象者を完全子会社化し、アヴネットと対象者が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であるとの判断に至ったことから、平成24年7月、公開買付者において本公開買付けを含む本取引を実施することを決定いたしました。

なお、公開買付者は、対象者との間で、平成24年7月5日（以下「契約締結日」といいます。）付で本公開買付けに関する契約（以下「本公開買付開始契約」といいます。）を締結しております。同契約の概要は以下のとおりです。

- (i) 公開買付者は本公開買付開始契約締結後速やかに本公開買付けを開始し、対象者は、公開買付届出書の提出後速やかに、本公開買付けに賛同する旨の意見表明報告書を提出するものとする。
- (ii) 公開買付者は、(a)対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見表明報告書の提出について取締役会の承認を得なかったとき、又は取締役会の承認が撤回され、若しくは何らかの方法で修正されたとき、(b)法定相続人らが本公開買付応募契約を公開買付者との間で締結しなかったとき、(c)対象者が本公開買付開始契約に違反したとき、又は(d)本公開買付開始契約が解除されたときには、本公開買付けを開始する義務を負わないものとする。
- (iii) 対象者は、公開買付期間中、公開買付者に対し、適用法令等の許容する範囲内で、本公開買付けの成立のために必要な合理的な協力を行うものとする。
- (iv) 対象者は、契約締結日から下記(vi)記載の株主総会の終了までの間、原則として、従前の業務と一貫性のある通常の業務の過程及び適用法令等に従ってその業務を行うものとする。
- (v) 対象者は、公開買付期間中、直接間接を問わず、原則として、第三者に対し、対象者の株式又は資産の買収、譲渡、処分等に係る一定の提案に関する勧誘、意図的な奨励又は促進、交渉、情報提供、合意の締結等を行ってはならない。
- (vi) 対象者は、本公開買付けの完了後、公開買付者が対象者に対する支配権を実効化できるよう、必要なあらゆる努力をするものとする。これには、本公開買付けの終了後実務上可能な限り速やかに（遅くとも平成24年10月末日までに）株主総会を開催すること、公開買付者の指名する取締役及び／又は監査役の選任、株主総会における議決権行使並びに完全子会社化及び上場廃止のための手続に関する協力を含むが、これらに限られないものとする。
- (vii) 対象者は、対象者が所有する自己株式について、本公開買付けに応募しないものとする。

### (3) 本公開買付け後の経営方針

対象者の経営体制、経営方針等については、アヴネット及び対象者の企業価値向上を目的として今後対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

### (4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

本公開買付けに関連して、公開買付者は、法定相続人らとの間で、平成24年7月5日付で本公開買付応募契約を締結し、本公開買付けが開始された場合には、故藤澤義晴氏の相続財産である対象者普通株式（1,010,512株）（所有割合にして10.36%）を含む法定相続人らが所有する対象者普通株式の全てである1,633,312株（所有割合にして16.75%）を本公開買付けに応募いただく旨、合意しております。さらに、法定相続人らは、本公開買付応募契約において、公開買付者が対象者の株主名簿に記載又は記録されるより前の日を基準日とする対象者の全ての株主総会について、公開買付者が許容する形式及び内容の委任状その他必要な書面を交付し、又はその他公開買付者の指示に従ってその所有株式に係る議決権を行使することに合意しております。

### (5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、公開買付者が本取引により対象者を公開買付者の完全子会社とすることを意図しており、対象者の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性があり得ることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

#### ① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

##### イ 普通株式

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）に対し、対象者の株式価値評価を依頼しました（なお、PwCは、アヴネット及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。

PwCは、市場株価基準方式、類似会社比準方式、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値評価を行い、公開買付者はPwCから平成24年7月3日に株式価値算定書を

取得いたしました（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準方式	345円から353円
類似会社比準方式	335円から350円
DCF方式	514円から673円

市場株価基準方式では、平成24年7月2日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値353円、直近1ヶ月間の取引成立日の終値平均値345円（小数点以下四捨五入）及び出来高加重平均値345円（小数点以下四捨五入）、並びに直近3ヶ月間の取引成立日の終値平均値348円（小数点以下四捨五入）及び出来高加重平均値348円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を345円から353円までと分析しております。

類似会社比準方式では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を335円から350円までと分析しております。

DCF方式では、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を514円から673円までと分析しております。

公開買付者は、PwCから取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であった故藤澤義晴氏及び法定相続人らとの間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成24年7月5日開催の公開買付け取締役会において、本公開買付価格を1株当たり655円と決定しました。

本公開買付価格である1株当たり655円は、本公開買付けの実施についての公表日の直前営業日である平成24年7月4日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値354円に対して、85.0%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成24年6月28日から平成24年7月4日まで）の普通取引終値の単純平均352円（小数点以下四捨五入）に対して、86.1%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成24年6月5日から平成24年7月4日まで）の普通取引終値の単純平均346円（小数点以下四捨五入）に対して、89.3%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年4月5日から平成24年7月4日まで）の普通取引終値の単純平均347円（小数点以下四捨五入）に対して、88.8%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年1月5日から平成24年7月4日まで）の普通取引終値の単純平均359円（小数点以下四捨五入）に対して、82.5%のプレミアム（小数点以下第二位四捨五入）となります。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けの買付価格の妥当性を検討するにあたって、アヴネット及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年7月4日付でKPMGより、本公開買付けにおける買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書（以下「株式価値算定書（KPMG）」）といたします。）を取得したとのことです。なお、対象者は、KPMGから、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

KPMGは、株式価値算定書（KPMG）において、市場株価平均法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者普通株式の株式価値を算定しており、上記各手法に基づいて算定された、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	345円から353円
DCF法	492円から791円

市場株価平均法では、平成24年7月2日を算定基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値353円、直近1週間の取引成立日の終値単純平均値349円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値345円（小数点以下四捨五入）、及び直近3ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値348円（小数点以下四捨五入）を基に、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値を345円～353円までと分析したとのことです。

DCF法では、対象者が作成した事業計画に、本公開買付けの実行により将来的に実現可能と考えられるシナジー効果を加算した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を492円～791円までと分析したとのことです。

なお、KPMGは、アヴネット及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

ロ 新株予約権



本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使にかかる条件として、本新株予約権の行使時において対象者又は対象者の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位にあることを要するとされ、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できず、また本新株予約権の行使価額（968 円）が本公開買付価格である 655 円を上回っていることから、本新株予約権の買付価格は、1 個当たり 1 円としています。

また、対象者は、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定書を取得しておらず、対価の妥当性について検証していないとのことです。

#### ② 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、平成 23 年 12 月に公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）を選任し、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

#### ③ 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、平成 24 年 4 月 9 日、対象者取締役会は、本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主を含む一般株主（以下「少数株主等」といいます。）にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、公開買付者、アヴネット及び対象者取締役会からの独立性が高い対象者社外監査役である米永栄一郎氏並びに外部有識者である熊谷均氏（公認会計士、トラスティーズ F A S 株式会社代表取締役パートナー）及び西田章氏（弁護士、西田法律事務所）の 3 名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、（a）本取引の目的の正当性、（b）本取引に係る交渉過程の手続の公正性、（c）本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の妥当性及び（d）本取引が対象者の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。

第三者委員会は、平成 24 年 4 月 9 日より同年 7 月 4 日まで合計 6 回開催され、上記諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者取締役会の構成員並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザーである KPMG から、公開買付者の提案内容、KPMG のアヴネット及び対象者からの独立性並びに本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに、対象者のリーガル・アドバイザーである TMI から上記について法的側面からの説明を受けた上で、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、KPMG が作成した株式価値算定書（KPMG）及び KPMG からの助言を参考にするるとともに、KPMG から、株式価値算定書（KPMG）に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、また、必要に応じて、TMI から、本取引に係る手続の公正性等について助言を得たとのことです。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成 24 年 7 月 4 日に、対象者取締役会に対し、（a）本取引により対象者の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、（b）本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、（c）本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は妥当であり、（d）上記（a）乃至（c）その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

#### ④ 対象者における取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、KPMG から取得した株式価値算定書（KPMG）、TMI から得た法的助言、第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本取引を通じてアヴネット及び対象者が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となるとともに、本公開買付けにおける買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 24 年 7 月 5 日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、対象者は、上記取締役会において、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して

本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。さらに、対象者は、本新株予約権が対象者又はその子会社等の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

#### ⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、31 営業日としております。

公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき、適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保することを企図しています。

#### ⑥ 買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（6,500,696 株）以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限（6,500,696 株）は、対象者が平成 24 年 6 月 25 日に提出した第 42 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（9,903,800 株）に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的たる株式数（65,700 株）を加えた数から、同有価証券報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在、対象者が所有する自己株式数（218,945 株）を除く株式数（9,750,555 株）に対して 66.67%の所有割合を有する株式数とされています。このように、公開買付者は、対象者の株主の皆様の意思を尊重し、株主の皆様からの多数の賛同が得られない場合には、本公開買付け及び本取引を行わないこととしております。

#### （6）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにおいて対象者の全株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け終了後に、以下に述べる方法により対象者の完全子会社化を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該普通株式の全部（対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

また、上記株主総会にて上記①の付議議案に対するご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、上記②の定款変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が本公開買付価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者は、公開買付者が対象者の所有する自己株式を除く発行済株式総数の 100%を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定であります。なお、公開買付者は、本公開買付けの終了後実務上可能な限り速やかに（遅くとも平成 24 年 10 月末日までに）上記株主総会及び種類株主総会を開催し、これらの株主総会及び種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに対象者を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了させることを予定しております。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記②の普通株式に全部

取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。これらの方法による請求又は申立てを行うに際しての必要な手続に関しては、株主各位において、自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、税理士等の専門家にご自身でご確認頂きますよう、お願いいたします。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の対象者株主の対象者の株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また、実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも公開買付者以外の対象者株主に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者の完全子会社化を実施することを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表します。

#### (7) 上場廃止となる見込み及びその事由

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、対象者普通株式は、東京証券取引所における上場廃止基準に抵触した場合に、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けが完了した時点において当該基準に該当しない場合でも、上記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、適用ある法令に従い、対象者の完全子会社化を実施することを予定していますので、その場合には対象者の普通株式は上場廃止になります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

また、上記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われない予定です。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商号	インターニックス株式会社	
② 事業内容	電子部品及び電子機器等の輸出入、製造及び販売等	
③ 設立年月日	昭和45年9月14日	
④ 本店所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 加藤 孝雄	
⑥ 資本金	1,157,792.6千円（平成24年3月31日現在）	
⑦ 大株主及び持株比率（平成24年3月31日現在）	藤澤義晴	10.20%
	インターニックス従業員持株会	4.59%
	岩堀安孝	2.69%
	竹田和平	2.63%
	佐藤千秋	2.57%
	藤澤親子	2.55%
	株式会社東邦銀行	2.54%
	株式会社みずほ銀行	2.42%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.87%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.42%
⑧ 公開買付者と対象者の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

	<p>関連当事者への該当状況</p>	<p>該当事項はありません。</p>
--	--------------------	--------------------

(注) 「大株主及び持株比率(平成24年3月31日現在)」は、対象者が平成24年6月25日に提出した第42期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の大株主の状況より引用しました。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成24年7月6日(金曜日)から平成24年8月20日(月曜日)まで(31営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金655円

② 新株予約権

対象者の平成17年6月21日開催の第35期定時株主総会及び同年8月17日開催の取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権(「本新株予約権」といいます。)

1個につき金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

イ 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるPwCに対し、対象者の株式価値評価を依頼しました(なお、PwCは、アヴネット及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。)

PwCは、市場株価基準方式、類似会社比準方式、DCF方式の各手法を用いて対象者の株式価値評価を行い、公開買付者はPwCから平成24年7月3日に株式価値算定書を取得いたしました(なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。)。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準方式 345円から353円

類似会社比準方式 335円から350円

DCF方式 514円から673円

市場株価基準方式では、平成24年7月2日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値353円、直近1ヶ月間の取引成立日の終値平均値345円(小数点以下四捨五入)及び出来高加重平均値345円(小数点以下四捨五入)、並びに直近3ヶ月間の取引成立日の終値平均値348円(小数点以下四捨五入)及び出来高加重平均値348円(小数点以下四捨五入)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を345円から353円までと分析しております。

類似会社比準方式では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を335円から350円までと分析しております。

DCF方式では、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を514円から673円までと分析しております。

公開買付者は、PwCから取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であった故藤澤義晴氏及び法定相続人らとの間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・ディリジェンス(法務・会計・税務等)の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成24年7月5日開催の公開買付者取締役会において、本公開買付価格を1株当たり655円と決定しました。

本公開買付価格である1株当たり655円は、本公開買付けの実施についての公表日の直前営業日である平成24年7月4日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値354円に対して、85.0%のプレミアム(小数点以下第二位四捨五入)、過去1週間(平成24年6月28日から平成24年7月4日まで)の普通取引終値の単純平均352円(小数点以下四捨五入)に対して、86.1%のプレミアム(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成24年6月5日

から平成24年7月4日まで)の普通取引終値の単純平均346円(小数点以下四捨五入)に対して、89.3%のプレミアム(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成24年4月5日から平成24年7月4日まで)の普通取引終値の単純平均347円(小数点以下四捨五入)に対して、88.8%のプレミアム(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成24年1月5日から平成24年7月4日まで)の普通取引終値の単純平均359円(小数点以下四捨五入)に対して、82.5%のプレミアム(小数点以下第二位四捨五入)となります。

#### ロ 新株予約権

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使にかかる条件として、本新株予約権の行使時において対象者又は対象者の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位にあることを要するとされ、公開買付け者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できず、また本新株予約権の行使価額(968円)が本公開買付け価格である655円を上回っていることから、本新株予約権の買付け価格は、1個当たり1円としています。

## ② 算定の経緯

(本公開買付け価格の決定に至る経緯)

公開買付け者は、本日現在、Avnet, Inc.の完全子会社であるAvnet Holdings UK Limitedによりその発行済株式の全てを所有されている中間持株会社であり、公開買付け者がその株式を所有する主として先端半導体のマーケティング及び販売に従事する子会社の資金管理を主たる業務としております。

公開買付け者の最終の親会社であるAvnet, Inc.の株式は、昭和35年以来ニューヨーク証券取引所に上場されており、Avnet, Inc.は、電子部品、企業向けコンピュータ・ストレージ製品、並びに組込サブシステムの販売をベースとして、5年以上にわたり年間連結売上高150億ドル(約1兆2,000億円)以上を計上している業界大手の電子部品商社の一社であり、平成23年7月2日期は連結売上高265.3億ドル(約2兆1,000億円)を計上しております。

アヴネットは、電子部品における世界最大のマーケットの一つである日本を極めて重要な市場と位置づけており、長期戦略の一環として日本ビジネスの拡張に注力しています。すなわち、アヴネットは、平成17年に英国の電子部品商社メメック社を買収し、かかる買収の一環として、メメックジャパン株式会社(現商号：アヴネットジャパン株式会社)を承継したことを契機として日本市場に参入いたしました。その後も、平成20年には、50年を超える業歴を有し、デザイン力と技術力で高い評価を得ていた電子部品商社である日本電素工業株式会社(平成21年アヴネットジャパン株式会社との合併により解散)を買収し、その結果として日本市場に関する知識、テクニカルセールス及びマーケティングの人材及び顧客を獲得することに成功しました。平成22年には、健全な財務体質をベースに有力な仕入先及び広範な得意先との取引及び電子部品ビジネスに強みを有していたユニダックス株式会社を買収することにより、新規のサプライヤー及び顧客を獲得したほか、技術力と高い専門性を享受し、日本のサプライヤー及び顧客に対してより付加価値の高い製品及びサービスの提供が可能となりました。

一方、対象者は、昭和45年の設立以来40余年の歴史を持つ独立系半導体技術商社であり、国内における半導体輸入商社の草分け的存在として、日本のエレクトロニクス産業の発展に大きく貢献してまいりました。対象者は、最大の武器であるその技術力を背景に、特にアナログICを主体とした最先端ICの取扱いに強みを持っております。また、対象者は、最適な商品を調達する商社機能にとどまらず、顧客先と仕入先との結節点にいる立ち位置を活かし、顧客先からの情報をもとに、対象者が企画・主導して、仕入先やパートナー企業とのコラボレーションによって製品を開発するなど、ソリューション・プロバイダー機能の構築にも力を注いできました。それらの結果、対象者の仕入先との関係では、特に海外半導体メーカー商品の取扱い数は、常時30社以上の実績を誇り、他方、顧客先との関係でも、国内の電子機器メーカーのほとんど(約1,500社、2,000事業所)と取引実績を構築する等、設立以降、順調に業容を拡大してきています。このように着実な成長を遂げる中で、対象者は、平成12年8月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、その後、平成15年3月には東京証券取引所市場第二部へ株式上場し、さらに平成16年9月には東京証券取引所市場第一部に指定され、現在に至っております。

近年、国内電子機器メーカーの生産拠点が海外にシフトする中で、対象者は、平成13年12月に香港に完全子会社であるInternix Hong Kong Limitedを設立したのを皮切りに、平成15年6月には同子会社の上海オフィスを、平成16年9月には対象者のシンガポール支店を開設し、平成23年5月にはタイに完全子会社であるInternix Thai Limitedを設立するなど、中国及びASEAN諸国を中心に、顧客先のニーズに応えるべく海外展開を積極的に推し進めてきました。

しかしながら、国内電子機器メーカーによる中国やASEAN 諸国への生産等の拠点を移転する動きは、ますます迅速化かつ増大しており、そのような複数の開発・生産拠点を有する国内電子機器メーカーに対して、グローバルにデザイン・イン（顧客先製品に取扱商品を採用していただくための提案営業）から納入までの一貫したサービス体制を一段と強化することが急務となっています。特に海外移転後の国内電子機器メーカー等への販売市場においては、国内のみならず海外半導体商社も含めて競業他社との競争が一層激化しており、対象者による販売拠点・サービス拠点の海外展開は、今後より一層進むことが予想される国内電子機器メーカーの生産拠点の海外シフトを勘案すれば、質的にも量的にも未だ十分なものとはいえない状況となっております。

また、顧客先である電子機器メーカーのグローバル化並びに取扱商品の高度化及び個性化に伴い、中期的にはサプライヤーはそのような電子機器メーカー側の要求に迅速かつ確に対応できる半導体商社等にその販売代理店を集約する方向にあるといえ、半導体商社間の淘汰が進むものと思われま。かかる状況に鑑みれば、対象者は、より一層、商圏の拡大・強化に尽力し、多角化するサプライヤー及び顧客先のニーズに的確に応えることができる体制を早急に構築する必要があるといえます。

上記のような経営環境の中で、対象者においても、常々、価値観や理念を共有し、対象者の更なるグローバル化に貢献し、ひいては互いに企業価値を高めていける戦略的パートナーを模索してきたとのことです。

このような状況の中、アヴネットと対象者は、平成 23 年 12 月より、戦略的パートナーシップの構築に向けた本格的な協議を開始し、両社が緊密に連携することにより期待できるシナジーの検討や、シナジーを最大化するために両社が取り得る選択肢等に関し、協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、アヴネット及び対象者は、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、お互いの企業価値を向上させることが可能となり、かつかかる両社の連携の成果を最大化するためには、対象者が公開買付者の完全子会社となり、アヴネットと対象者が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であるとの判断に至りました。

すなわち、上記のとおり、アヴネットは、長期戦略の一環として、今後も継続的に成長が期待される日本ビジネスの拡張を重要視しているところ、高度な技術力と長年にわたり蓄積されたノウハウを背景に、最先端技術を有する多くの海外メーカーを仕入先に持ち、幅広い顧客先を有する対象者と連携することにより、日本ビジネスの更なる拡張を実現することが可能となる一方、対象者においては、国内電子機器メーカーが生産拠点を海外にシフトし、国内外の半導体商社との競争が激化していく中で、顧客先のニーズに合わせてグローバルな販売体制を早急に確立することを重要かつ喫緊の課題と考えていたところ、公開買付者を含むアヴネットと一体となって事業展開することにより、アヴネットの有するグローバルな販売網や信用力を用いて対象者が従前培ってきた技術力を世界各国で提供可能となり、顧客先の生産等の拠点の海外シフト及び海外市場における競争激化にも十分に対応できるものと考えます。

また、アヴネット及び対象者が一体となって事業展開するに際しては、アヴネット及び対象者が緊密に連携し迅速に実行していくことが必要となるところ、対象者に多数の投資家の方々が存在する状況では、アヴネットと対象者間の連携が潜在的な利益相反状況を生じさせる可能性があり、アヴネット及び対象者間の戦略的連携により得られるシナジーの最大化に力点を置いた一体性のある事業展開を迅速に実行することが困難となるおそれがあります。アヴネットと対象者が、戦略的パートナーとして緊密に連携し、そのシナジーを最大化していくためには、対象者が公開買付者の完全子会社となり、短期的な業績変動に過度に捉われず、中長期的な視点に立ち、潜在的な利益相反の問題等対象者が上場会社であることに伴う各種の制約に捉われることなく、アヴネットの一員として、一体になって事業展開を行っていくことが、最も有効かつ適切であると考えております。

このような検討過程を経て、アヴネット及び対象者は、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することで得られるシナジーを最大化するためには、公開買付者が対象者を完全子会社化し、アヴネットと対象者が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であるとの判断に至ったことから、平成 24 年 7 月、公開買付者において本公開買付けを含む本取引を実施することを決定いたしました。

本公開買付価格については、具体的には以下の経緯により決定いたしました。

イ 決定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである PwC に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、PwC は、アヴネット及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しません。）。

PwC は、市場株価基準方式、類似会社比準方式、DCF方式の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、公開買付者はPwCから平成24年7月3日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

ロ 当該意見の概要

上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準方式	345円から353円
類似会社比準方式	335円から350円
DCF方式	514円から673円

ハ 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、PwCから取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にしながら、対象者の筆頭株主であった故藤澤義晴氏及び法定相続人らとの間の対象者株式の取得に係る協議・交渉、対象者へのデュー・ディリジェンス（法務・会計・税務等）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し及び対象者株式の市場株価動向等を総合的に勘案し、平成24年7月5日開催の公開買付者取締役会において、本公開買付価格を1株当たり655円と決定しました。

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、役員又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使にかかる条件として、本新株予約権の行使時において対象者又は対象者の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位にあることを要するとされ、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できず、また本新株予約権の行使価額（968円）が本公開買付価格である655円を上回っていることから、本新株予約権の買付価格は、1個当たり1円としています。

（本公開買付けの公正性を担保するための措置）

イ 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるPwCに対し、対象者の株式価値評価分析を依頼し、平成24年7月3日に株式価値算定書を取得いたしました。

ロ 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けの買付価格の妥当性を検討するにあたって、アヴネット及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるKPMGに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年7月4日付でKPMGより、本公開買付けにおける買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書（KPMG）を取得したとのことです。なお、対象者は、KPMGから、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。KPMGは、株式価値算定書（KPMG）において、市場株価平均法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値を算定しており、上記各手法に基づいて算定された、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	345円から353円
DCF法	492円から791円

市場株価平均法では、平成24年7月2日を算定基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値353円、直近1週間の取引成立日の終値単純平均値349円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値345円（小数点以下四捨五入）、及び直近3ヶ月間の取引成立日の終値単純平均値348円（小数点以下四捨五入）を基に、対象者の普通株式の1株当たりの株式価値を345円～353円までと分析したとのことです。

DCF法では、対象者が作成した事業計画に、本公開買付けの実行により将来的に実現可能と考えられるシナジー効果を加算した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を492円～791円までと分析したとのことです。

なお、KPMGは、アヴネット及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

また、対象者は、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定書を取得しておらず、対価の妥当性について検証していないとのことです。

#### ハ 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本取引に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、平成23年12月に公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMIを選任し、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

#### ニ 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、平成24年4月9日、対象者取締役会は、本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主等にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、公開買付者、アヴネット及び対象者取締役会からの独立性が高い対象者社外監査役である米永栄一郎氏並びに外部有識者である熊谷均氏（公認会計士、トラスティーズFAS株式会社代表取締役パートナー）及び西田章氏（弁護士、西田法律事務所）の3名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、（a）本取引の目的の正当性、（b）本取引に係る交渉過程の公正性、（c）本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の妥当性及び（d）本取引が対象者の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。

第三者委員会は、平成24年4月9日より同年7月4日まで合計6回開催され、上記諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者取締役会の構成員並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるKPMGから、公開買付者の提案内容、KPMGのアヴネット及び対象者からの独立性並びに本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受けるとともに、対象者のリーガル・アドバイザーであるTMIから上記について法的側面からの説明を受けた上で、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、KPMGが作成した株式価値算定書（KPMG）及びKPMGからの助言を参考にするとともに、KPMGから、株式価値算定書（KPMG）に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、また、必要に応じて、TMIから、本取引に係る公正性等について助言を得たとのことです。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成24年7月4日に、対象者取締役会に対し、（a）本取引により対象者の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、（b）本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、（c）本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は妥当であり、（d）上記（a）乃至（c）その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

#### ホ 対象者における取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、KPMGから取得した株式価値算定書（KPMG）、TMIから得た法的助言、第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本取引を通じてアヴネット及び対象者が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となるとともに、本公開買付けにおける買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年7月5日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、対象者は、上記取締役会において、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かは、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。さらに、対象者は、本新株予約権が対象者又はその子会社等の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。



また、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

へ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。

公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき、適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保することを企図しています。

ト 買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（6,500,696株）以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限（6,500,696株）は、対象者が平成24年6月25日に提出した第42期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（9,903,800株）に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的たる株式数（65,700株）を加えた数から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在、対象者が所有する自己株式数（218,945株）を除く株式数（9,750,555株）に対して66.67%の所有割合を有する株式数とされています。このように、公開買付者は、対象者の株主の皆様の意思を尊重し、株主の皆様からの多数の賛同が得られない場合には、本公開買付け及び本取引を行わないこととしております。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,750,555 (株)	6,500,696 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,500,696株）（対象者が平成24年6月25日に提出した第42期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数（9,903,800株）に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的たる株式数（65,700株）を加えた数から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在、対象者が所有する自己株式数（218,945株）を除く株式数（9,750,555株）に占める割合にして66.67%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しています。これは、対象者が平成24年6月25日に提出した第42期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数（9,903,800株）に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的たる株式数（65,700株）を加えた数から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数（218,945株）を控除した数です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	97,505個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	96,807個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」欄には、本公開買付けにおける買付予定数（9,750,555株）に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成24年6月25日提出の第42期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権及び単元

未滿株式のいずれも本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(9,903,800株)に同有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的となる株式数(65,700株)を加えた数から、上記有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数(218,945株)を控除した株式数(9,750,555株)に係る議決権の数である97,505個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております(なお、対象者の単元株式数は100株です。)

(7) 買付代金 6,386,613,525円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数(9,750,555株)に、1株当たりの買付価格(655円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB Cフレンド証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町7番12号

② 決済の開始日

平成24年8月27日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。新株予約権については、応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等(外国の居住者である新株予約権者の場合にはその常任代理人)に対して郵送又は交付します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,500,696株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,500,696株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びフないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準ずる事実」とは、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

イ 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

ロ 対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

また、公開買付け期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付け者の事前届出に関し、(i)公開買付け者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は

一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、  
(ii) 同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は (iii) 公開買付者が同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の午後 3 時 00 分までに、下記に指定する者の応募受付をした本店又は全国各支店に、「公開買付応募申込受付票」（お客様控）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）に所要事項を記載のうえ、交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の午後 3 時 00 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C フレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号  
(その他の SMB C フレンド証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

## ⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

### (10) 公開買付開始公告日

平成 24 年 7 月 6 日（金曜日）

### (11) 公開買付代理人

SMB C フレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号

## 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針については、上記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

## 4. その他

### (1) 公開買付者と対象者との間の合意

公開買付者は、対象者との間で、契約締結日付で本公開買付開始契約を締結しております。同契約の概要は以下のとおりです。

- (i) 公開買付者は本公開買付開始契約締結後速やかに本公開買付けを開始し、対象者は、公開買付届出書の提出後速やかに、本公開買付けに賛同する旨の意見表明報告書を提出するものとする。
- (ii) 公開買付者は、(a) 対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見表明報告書の提出について取締役会の承認を得なかったとき、又は取締役会の承認が撤回され、若しくは何らかの方法で修正されたとき、(b) 法定相続人らが本公開買付応募契約を公開買付者との間で締結しなかったとき、(c) 対象者が本公開買付開始契約に違反したとき、又は(d) 本公開買付開始契約が解除されたときには、本公開買付けを開始する義務を負わないものとする。
- (iii) 対象者は、公開買付期間中、公開買付者に対し、適用法令等の許容する範囲内で、本公開買付けの成立のために必要な合理的な協力を行うものとする。
- (iv) 対象者は、契約締結日から下記 (vi) 記載の株主総会の終了までの間、原則として、従前の業務と一貫性のある通常の業務の過程及び適用法令等に従ってその業務を行うものとする。
- (v) 対象者は、公開買付期間中、直接間接を問わず、原則として、第三者に対し、対象者の株式又は資産の買収、譲渡、処分等に係る一定の提案に関する勧誘、意図的な奨励又は促進、交渉、情報提供、合意の締結等を行ってはならない。
- (vi) 対象者は、本公開買付けの完了後、公開買付者が対象者に対する支配権を実効化できるよう、必要なあらゆる努力をするものとする。これには、本公開買付けの終了後実務上可能な限り速やかに（遅くとも平成24年10月末日までに）株主総会を開催すること、公開買付者の指名する取締役及び／又は監査役の選任、株主総会における議決権行使並びに完全子会社化及び上場廃止のための手続に関する協力を含むが、これらに限られないものとする。
- (vii) 対象者は、対象者が所有する自己株式について、本公開買付けに応募しないものとする。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、KPMGから取得した株式価値算定書(KPMG)、TMIから得た法的助言、第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、本取引を通じてアヴェネット及び対象者が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題としていた事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となるとともに、本公開買付けにおける買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して市場価格を上回る価格による合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年7月5日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、対象者の取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、対象者は、当該対象者取締役会において、本新株予約権については、公開買付者が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。さらに、対象者は、本新株予約権が対象者又はその子会社等の役員及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様に応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

また、上記取締役会には対象者の監査役の全員が出席し、いずれも、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

## (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意

該当事項はありません。

以 上